

生活困窮者自立支援制度と 生活保護制度の連携について (「断らない相談支援」がつくる連携・協働)

座間市福祉部生活援護課



座間市マスコットキャラクター「ざまりん」

実施状況

神奈川県 座間市

【人口】 130,753人

【世帯数】 59,885世帯

(令和2年9月1日現在)

【面積】 17.57km²(4キロ四方)



【相談支援状況】

(令和元年度) 新規相談受付 487件

⇒月平均 31.2件 (人口10万人当たり)

※ (参考) 全国平均

月平均 15.5件 (人口10万人当たり) (H30)

令和2年度新規相談受付

(4月～3月) 1300件

**年齢・属性を問わず
幅広く相談を受け止める。
⇒「断らない相談支援」**



福祉部 生活援護課
生活困窮者自立支援事業
(生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業
(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)
無料職業紹介事業
生活困窮者自立支援制度助言弁護士
PSWによるアウトリーチ支援
フードバンクへの相談補助員配置

家計改善支援事業

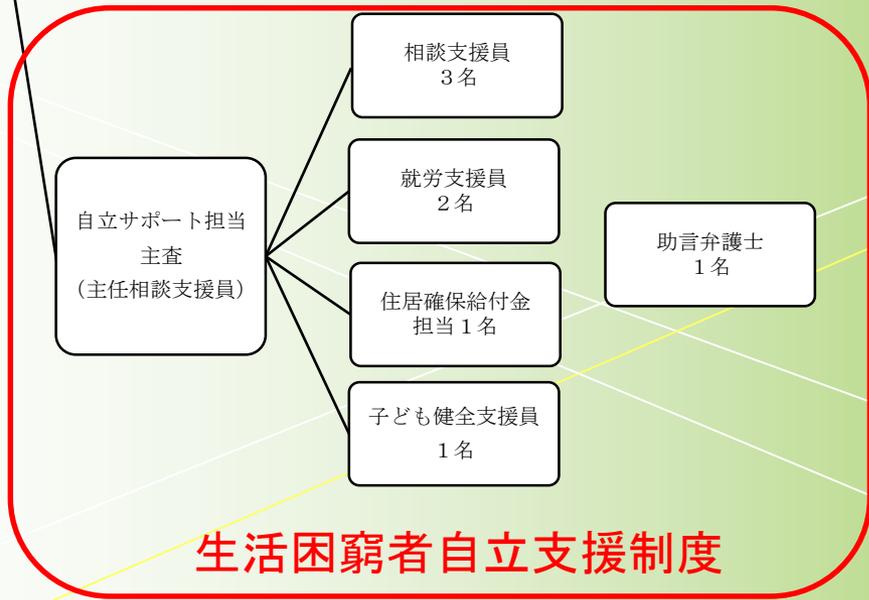
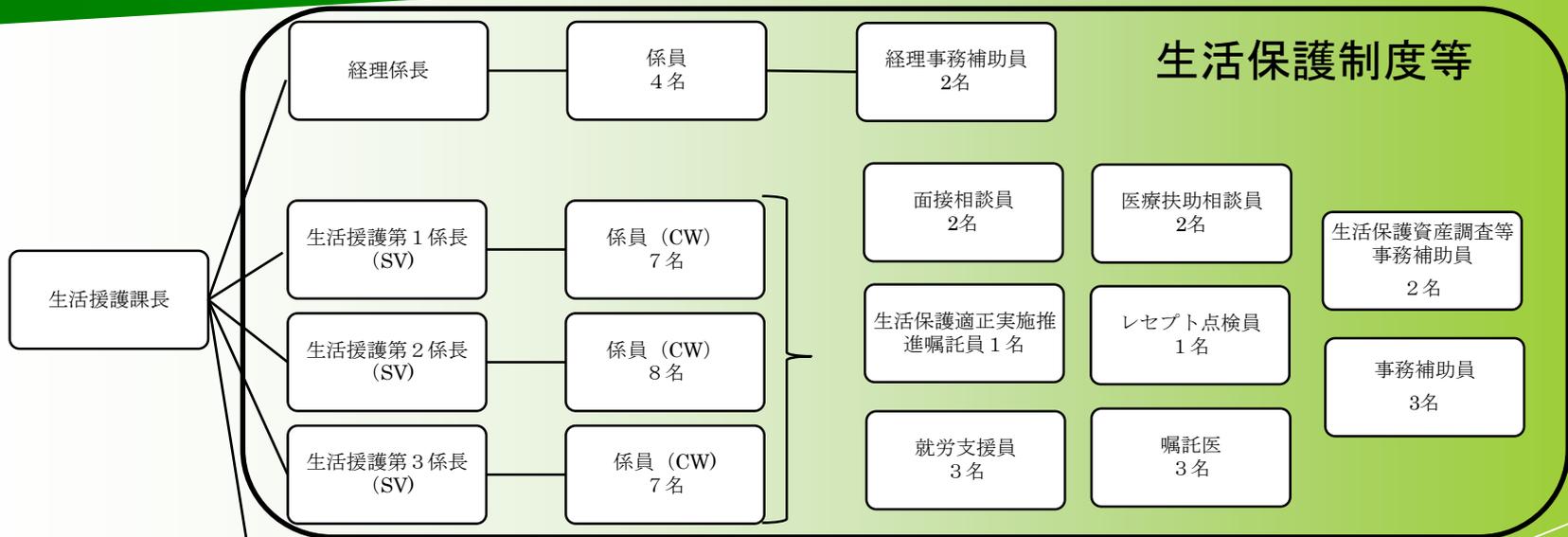
就労準備支援事業

子どもの学習・生活支援事業
子ども健全育成支援員の配置
「居場所・学習支援の場づくり(地域づくり)」

一時生活支援事業/地域居住支援事業

黒字: 必須事業 赤字: 任意事業

座間市福祉部生活援護課 組織図



生活困窮者自立支援制度

- ・自立相談支援事業(直営)
- ・生活保護を担当する生活援護課が主管「自立サポート担当」

・人員配置
 (職員:事業担当兼務) 主任相談支援員 1名
 相談支援員 1名

(非常勤職員 4日/週)
 相談支援員 2名
 就労支援員 2名
 住居確保給付金 1名
 ※子ども健全育成支援員 1名

①支援の実態をつくる<生活保護との連携>

生活保護相談との関係からみた自立サポート相談(自立相談支援事業)が担っている機能

法律制定の趣旨(「生活困窮者自立支援法の公布について(通知)」平成25年12月13日 職発1213第1号/能発1213第2号/社援発1212第4号)現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。こうした中で、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実強化を図ることが必要である。(後略)

| 生活保護課 相談案件数 (生保+自立サポート) | 生活保護制度 | | | | | 生活困窮者自立支援制度(自立サポート) | | | | | |
|-------------------------------|------------------|--------|-------------------------------|-------|----------------------------------|---------------------|-------|-------------------|--|-------|--------------|
| | 面接相談案件数 (実人数) | 申請ケース数 | 申請に至らなかった 相談件数・割合 (①-②) | | 生活保護から 自立サポートに つないだ相談件数・割合 | | 新規相談数 | 生活保護以外 からの相談受付 | 自立サポートから 生保申請に つないだ件数・ 生保申請内の割合 | | (参考) 就労者数 |
| H26 | 719 | 278 | 441 | | - | - | - | - | - | - | - |
| H27 | 736 | 310 | 254 | 45.0% | 30 | 11.8% | 240 | 210 | 38 | 12.3% | 46 |
| H28 | 730 | 290 | 211 | 42.1% | 47 | 22.3% | 314 | 267 | 38 | 13.1% | 82 |
| H29 | 741 | 293 | 118 | 28.7% | 38 | 32.2% | 412 | 374 | 44 | 15.0% | 151 |

※データ出典:座間市「生活保護実施状況報告書」・座間市「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況(報告)」より

★生活保護課全体の相談案件数は制度開始前と比べ微増である。

- ①「(生活保護)面接相談案件数」の減少
②「申請に至らなかった相談」の減少・自立サポートへつなぐ相談割合の増加



生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、
いわゆる第2のセーフティネットとしての支援機能

- ③「生活保護窓口以外からの相談」の増加
④生活保護申請における自立サポートからのつなぎ割合の増加



社会保障制度につなげられない層を制度につなぐ機能
(生活保護制度だけではなく他法他施策活用も含む)

(参考) 生活保護率の推移(各年4月1日現在)(単位:パーミル)

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 |
| 19.26 | 19.48 | 18.32 | 18.29 | 17.62 |

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知 (注) で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等

・生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮制度の利用 (連続的な支援)

・個々の家庭の状況に応じた専門的・効果的な支援
・児童虐待防止に係る対応等

・障害や世帯の課題に応じた連携した対応
・認定就労訓練事業の担い手確保等

・「8050問題」等に対する世帯全体への包括的な支援
・協議会の効率的な開催等

・自殺の危険性が高い者への連携した対応

・対象者の早期発見に向けた連携、困窮制度の活用による市町村単位での支援

・インフォーマルな支援の創出
・地域共生社会の実現に向けた地域のネットワーク強化等

・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
・求職者支援制度の活用等

・子どもの状況の背景にある世帯の課題への対応
・高校等の中退の未然防止や学び直しの支援等

・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等

・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携 (共同開催等)

・子ども・若者総合相談センターとの連携

・農業分野における就労の場の確保 (農福連携)

・多重債務者に対する専門的な支援と家計改善支援の連携

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・所得の低い世帯への配慮措置の周知や申請手続きの援助
・保険料 (税) 滞納者への連携した対応等

更生保護制度 (保護観察所等)

生活保護 (福祉事務所)

ひとり親支援、障害保健福祉施策 (障害者就業・生活支援センター等)

児童福祉施策 (児童相談所等)

介護保険 (地域包括支援センター等)

自殺対策 (地域自殺対策推進センター等)

ひきこもり支援 (ひきこもり地域支援センター)

地域福祉施策 (社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

労働行政 (ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

教育施策 (教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

地方税制度 (税務担当部局)

住宅施策 (居住支援協議会等)

年金制度 (年金事務所等)

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度

多重債務者対策 (消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会等)

農林水産分野 (農政担当部局等)

子ども・若者育成支援 (子ども・若者支援地域協議会等)

生活困窮者自立支援制度 (自立相談支援機関)

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

①支援の実態をつくる： 連携通知の活用方法（座間市の場合）

- ①連携通知に関係する所属の長（課長等）を集め、制度説明会を実施
生活困窮者自立支援制度の施行と連携通知の概要について説明した。
→連携内容については所属毎に異なるため個別に係レベルで説明・調整する旨、
了解を求めた。
- ②連携通知に関係する所属（係レベル）を回り、制度説明、連携内容の確認を実施
→市民との接点が生じる職員（非常勤であることも多い）の理解が重要。

③相手先部署の困りごとの文脈で話を聞き、具体的連携につなげる

（例）滞納徴収に困っている
キーパーソンになる家族がいない
ひきこもりの担当部署って？

④つながった1件を大事にする。

※部署間で困り感を共有し、
相談者とともに伴走する経験から
この事業への共感が生み出される。

⑤「庁内連携」：
まずは「はじめの1人」から
「はじめの1人」がリピーターになる事

①支援の実態をつくる： 事務連絡の活用方法（座間市の場合）

令和2年 3月3日厚労省事務連絡 「新型コロナウイルスに関連した 生活困窮者自立支援制度の活用について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000603665.pdf>)

自治体のさまざまな部局において生活困窮者を把握した時には生活困窮者自立支援法第8条に基づき自立相談支援機関等の利用勧奨を行うことや、包括的な支援のために庁内部局・関係機関が連携することを求める内容

- ➡全職員が使用する庁内システムに掲示し共有、庁内連携について確認した。
- 「つなぐシート（後述）」の活用、広報の強化、窓口の紹介、同行等、支援を届けるため全庁的に協力を依頼。

ざま

【座間市のお知らせ】 No.1095
令和2年 (2020年) 3.15

令和2年 (2020年) 3月15日発行
座間市民生委員協議会編
市の人口 130,654人 (-1.1%)
市の世帯数 59,378世帯 (-1.2世帯)
令和2年2月1日現在(1)は1月との増減

生活の困りごと どんなことでも
自立サポート相談「断らない相談支援」

市では、生活の悩みごとや困りごとを抱えている方へ寄り添い、関係機関と連携し問題解決に向けた支援を行っています。一人で悩まずにはおらずにご相談ください。 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

生活費が
ない

ひきこもりの
家族がいる

仕事が
見つからない

家賃が
支払えない

借金が
支払えない

住まいが
見つからない

相談は電話、ファクスまたは直接担当へ
担当 生活支援課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

自立サポート相談の主な事業

生活の困りごとはお金、家族、仕事、住まいなどさまざまな問題が複雑に絡み合っていることがあります。市の自立サポート相談では、どんな相談も受け付け、相談者と一層に問題へ向き合い、解決に向けた支援を行います。また、相談は本人からだけでなく、家族や周りの方からも受け付けています。一人で悩まずに気軽に相談ください。

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center; background-color: #f96; color: white; font-weight: bold;">仕事に関する事</p> <p>◆就労支援 状況や状態に合わせた職業の紹介や、ハローワークへの移行の他、雇い主の働き方や面接試験のアドバイスなども行います。</p> | <p style="text-align: center; background-color: #90ee90; font-weight: bold;">住まいに関する事</p> <p>◆居住支援 物件情報の提供や、見守りなどのサービスの案内を行います。 ◆住居確保給付金 求職中の方の家賃を支援します。</p> |
| <p style="text-align: center; background-color: #f96; color: white; font-weight: bold;">ひきこもりに関する事</p> <p>◆就労準備支援 さまざまな理由で働きたくても働けない方へ、生活リズムの改善や、職業体験、就労への対策を行います。</p> | <p style="text-align: center; background-color: #add8e6; font-weight: bold;">お金に関する事</p> <p>◆家計改善支援 生活費や借金などに関する悩みを抱える方へ、家計の見直しや債務整理、生活に対するアドバイスなどを行います。</p> |

※その他の相談も受け付けています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政物販課)

○問い合わせ先 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429 (無料)

掲載地の影響により、本紙掲載の行事の開催、掲載の利用については、ホームページをご覧ください。担当または問い合わせ先へお問い合わせください。

「事務連絡の活用」

net NEO 2 3503生活援護課所属ユーザ

2020年03月06日(金)
3503生活援護課所属ユーザ [生活援護課]

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携の程ありがとうございます。

3月3日付で厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」が発出されました。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方であるかどうかを問わず、生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでくださいますよう、よろしくお願いいたします。

また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを試行実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

(事務連絡抜粋)

「今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めていただくとともに、庁内部局や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めること。」

「自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めること。」

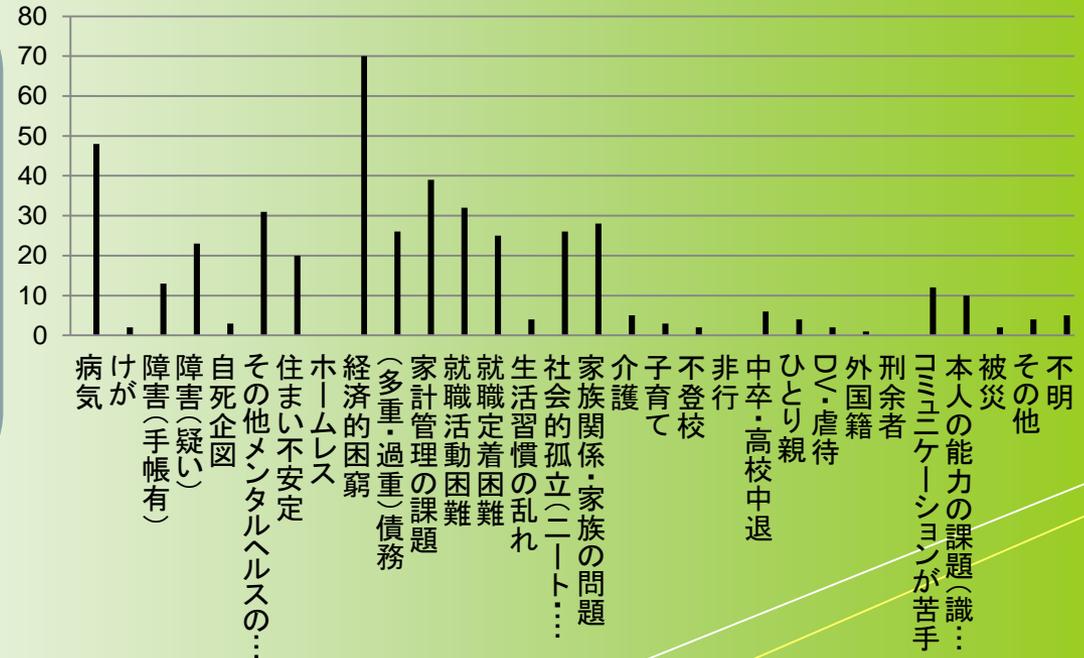
②「断らない相談支援」: 見えてきたこと(I)

複合的な課題を抱えている相談者像

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり **3.88個**

| | | | |
|----------|----|---------|----|
| ・経済的困窮 | 70 | ・病気 | 48 |
| ・家計管理の問題 | 39 | ・就職活動困難 | 32 |
| ・メンタルヘルス | 31 | ・家族関係 | 28 |
| ・社会的孤立 | 26 | ・債務 | 26 |
| ・障害(疑い) | 23 | ・住まい不安定 | 20 |



相談支援から見えてきた
「社会的孤立」と「包括的支援の必要性」

地域共生社会・生活困窮者自立支援制度・自殺対策の対象要因

□ 地域共生社会・生活困窮者支援・自殺対策の**対象となる要因(問題)**をみると、**重複しているものが多い。**

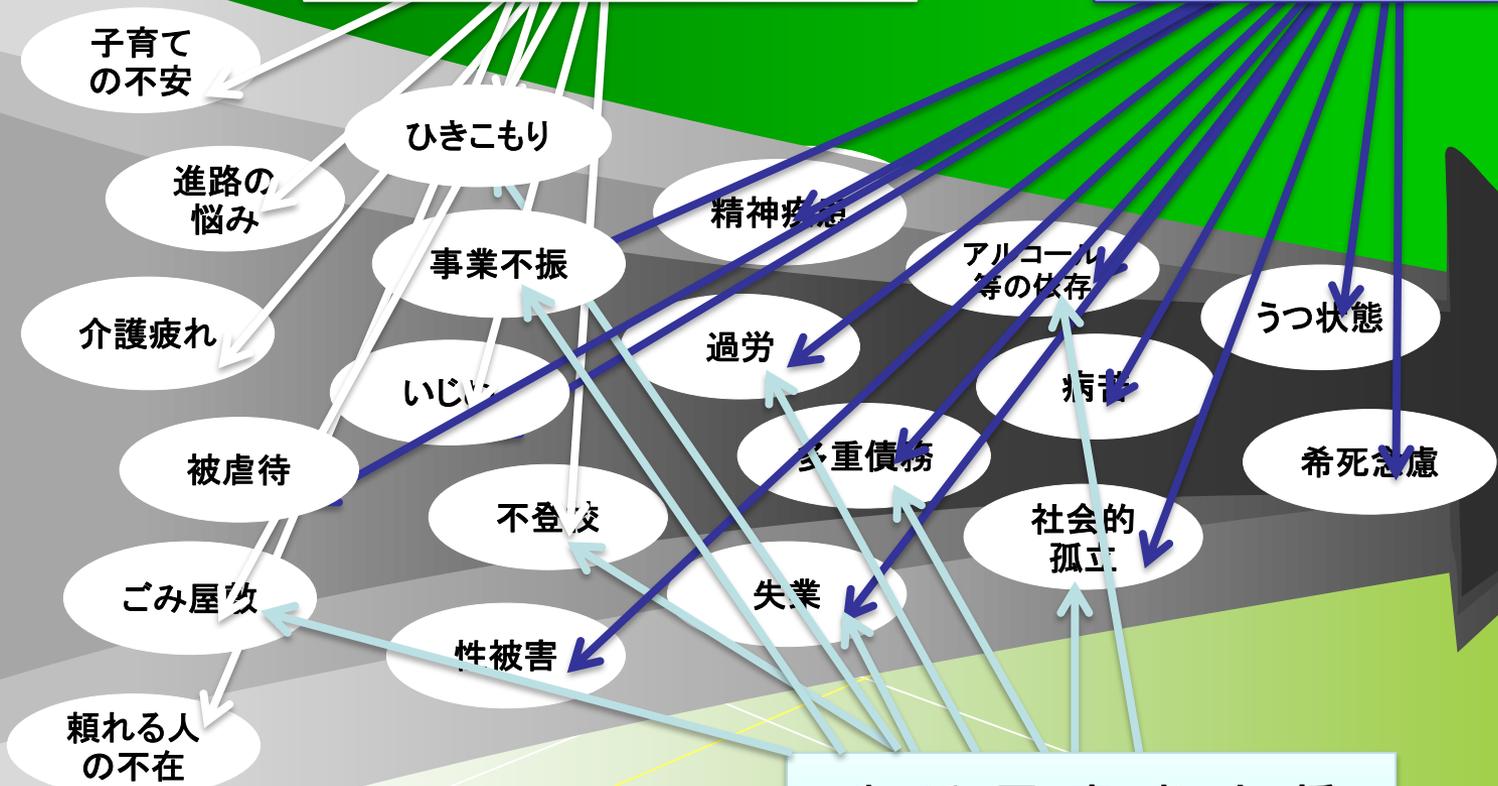
地域生活の現場

地域共生社会

自殺対策

自殺

生活困窮者支援



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

庁内連携の取り組み：行政改革推進委員会

包括的支援体制構築専門部会

※副市長を委員長とする「行政改革推進委員会」に専門部会を設け、平成29年9月から検討を開始。

＜委員長指示内容＞

複合的な課題を抱える市民に対して、庁内窓口等の連携を図り、全ての人が生きることに希望を持てるよう生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備すること。市民からの相談に対しての庁内ルールや、連絡体制の検討を行うこと。

| | 部 | 課 | 職名 |
|------|--------|--------|-------|
| 部会長 | 福祉部 | 生活援護課 | 課長 |
| 副部会長 | 健康部 | 健康づくり課 | 技幹兼係長 |
| | 市長室 | 危機管理課 | 主事 |
| | 企画財政部 | 企画政策課 | 係長 |
| | 企画財政部 | 収納課 | 主任 |
| | 総務部 | 職員課 | 主任 |
| | 市民部 | 広聴人権課 | 係長 |
| | 環境経済部 | 商工観光課 | 主事補 |
| | 健康部 | 国保年金課 | 主任 |
| | 健康部 | 介護保険課 | 主事補 |
| | 福祉部 | 福祉長寿課 | 主事 |
| | 福祉部 | 障がい福祉課 | 主事 |
| | 福祉部 | 生活援護課 | 主事補 |
| 庶務 | 福祉部 | 生活援護課 | 主査 |
| 庶務 | 福祉部 | 生活援護課 | 主事補 |
| | 子ども未来部 | 子ども政策課 | 主事 |
| | 子ども未来部 | 青少年課 | 主事 |
| | 都市部 | 建築住宅課 | 技幹兼係長 |
| | 教育部 | 学校教育課 | 主任 |
| | 教育部 | 教育指導課 | 主幹兼所長 |
| | 上下水道局 | 経営総務課 | 主事 |

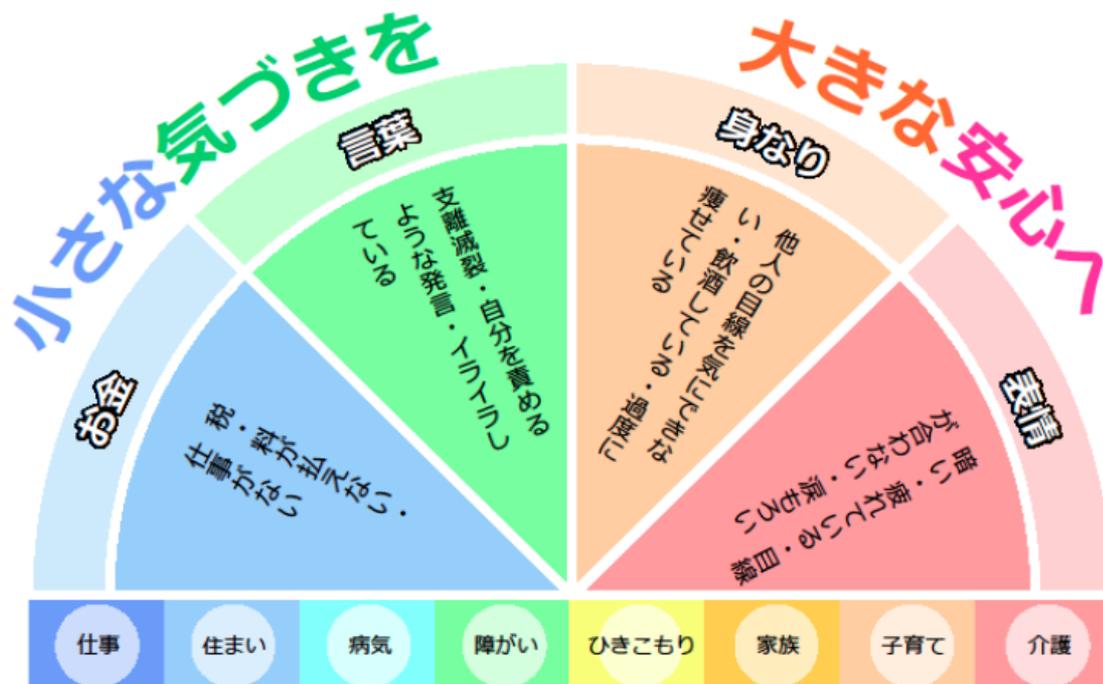
包括的支援体制構築専門部会部会員構成
(令和2年度)

生活全般にわたる包括的な支援の提供について検討を行うため、庁内横断的な構成としている。

従前からの取り組みが
新型コロナウイルス感染症拡大に際し
全庁的な連携を行う基盤となった。

「相談チャート」(R3年度)

職員の気づきを促すチャートを作成し、全職員で共有



生活にお困りの方は、お金、病気、障がい、家族など、さまざまな問題を抱えています。
業務の中で接した市民の表情や態度、恰好などから、抱えている問題に気づき、必要な支援へつなげましょう。
あなたの「困りごとはありませんか？」が、市民の「どうしたらよいかわからない…」へ支援を届けます。
「市役所へ来れば何とかなる！」身近で相談のしやすい窓口を目指しましょう。

きづいてつなぐ 相談チャート

<相談経路内訳：H30年度>

新規相談件数 437件

本人・家族からの相談 201件

庁内連携 106件
 (内訳) 生活保護相談から 22件
 その他庁内からの紹介 84件

庁外機関等からの紹介 89件

不明・その他 41件

→ 庁内、庁外の連携による相談が
 本人自ら連絡・来所とほぼ同じ

⇒ 複合的な課題を有する世帯への支援
 について協働の中核となる可能性。
 (輻輳する課題を世帯単位で整理する)

| 庁内 | |
|----------|------|
| 生活保護担当 | 22件 |
| 市民税課 | 2件 |
| 収納課 | 13件 |
| 戸籍住民課 | 1件 |
| 広聴人権課 | 16件 |
| 消費生活センター | 2件 |
| 商工観光課 | 1件 |
| 健康づくり課 | 10件 |
| 医療課 | 1件 |
| 国保年金課 | 13件 |
| 介護保険課 | 10件 |
| 障がい福祉課 | 8件 |
| 子ども政策課 | 5件 |
| 建築住宅課 | 1件 |
| 教育研究所 | 1件 |
| 合計 | 106件 |

| 庁外 | |
|-----------------|-----|
| 市社会福祉協議会 | 32件 |
| 地域包括支援センター | 10件 |
| コミュニティセンター | 1件 |
| 民生委員 | 1件 |
| はたらつく・ざま | 3件 |
| ユニバーサル就労 | 1件 |
| ハローワーク | 5件 |
| ワンエイド | 2件 |
| 病院 | 7件 |
| 介護施設 | 5件 |
| 高等学校 | 2件 |
| 不動産事業者 | 3件 |
| 弁護士など | 1件 |
| 保護者など | 1件 |
| 市議会議員 | 10件 |
| 保証会社 | 1件 |
| こころの相談支援センター・ヌー | 4件 |
| 合計 | 89件 |

庁内連携の取り組み③:職員向け研修

ゲートキーパー研修



市職員を対象とした自殺予防に関するゲートキーパー研修（「心のサポーター研修」）にて講義。

生活困窮者自立支援制度と自殺予防対策の連携として、職員課、障がい福祉課と連携し実施。

②「断らない相談支援」: 見えてきたこと(Ⅱ)

生活保護

- 要保護状態に介入
- 保護決定により最低生活を確保
- 各種扶助により
生活基盤を安定し、自立支援

生活困窮者自立支援

- 「最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある」状態に介入
- 生活困窮の状況・程度はさまざま
- さまざまな支援方法が求められる

行政・制度だけでは対応できない。

(制度上に位置づけられている機関との連携だけでは対応できない。)

ex. 中間的な就労に関すること、居住に関すること、一時的な食料支援等

では、どうするのか。

座間市では...

個別支援を通じた協働・連携から作られる支援体制

力を貸して下さい！

ダメもとです。

個の支援を通じて
地域の方々と
知り合う
(ご縁)

- ・自己完結しない
(“自己完結できない”強み)
- ・支援の実態を作る
(課題を顕在化させる)
- ・“ご縁”をつなぎあわせ、
ネットワークを形成していく
(ステークホルダーを増やし、
共感を広げる。)



多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み ¹⁸

「チーム座間」

- ・座間市生活援護課 自立サポート担当
(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)
- ・座間市社会福祉協議会
(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)
- ・生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協
(就労準備支援事業)
- ・厚木公共職業安定所(ハローワーク)
- ・認定NPOきづき/(社福)県央福社会ブックカフェひばりが丘(認定就労訓練事業)
※障害福祉サービス事業所
- ・(社福)中心会ユニバーサル就労支援事務局(社福公益事業)
- ・NPOワンエイド(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク)
- ・神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)
- ・相談オフィスわ〜くすけあ(アウトリーチ支援)

＜多様な主体の参画＞

任意事業等を推進することでプレイヤーを増やし、プラットフォーム化

※支援調整会議 (定例) 毎月1回、支援体制の検討・情報交換等実施

必須事業：自立相談支援事業

福祉部生活援護課自立サポート担当

- ・自立相談支援事業(直営)
- ・生活保護を担当する生活援護課が主管
- ・人員配置
(正職員:事業担当兼務)

主任相談支援員 1名

相談支援員 1名

(会計年度職員 4日/週)

相談支援員 2名

就労支援員 2名

住居確保給付金 1名

※子ども健全育成支援員 1名

(子どもの学習・生活支援事業で配置)

- ・無料職業紹介事業
- ・生活困窮者自立支援助言弁護士
- ・PSWによるアウトリーチ支援(委託)
- ・フードバンクに相談補助員を配置

支援調整会議

①(随時:月・金)個別プランの検討

②(定例:月1回)情報共有・取り組みの検討

支援会議

法9条に定める支援会議を設置

令和元年度 新規相談受付数

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 39 | 31 | 31 | 42 | 33 | 36 | 46 | 38 | 45 | 47 | 36 | 63 | 487 |

令和2年度 新規相談受付数

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|
| 213 | 184 | 120 | 89 | 107 | 88 | 65 | 66 | 58 | 90 | 101 | 119 | 1300 |

「断らない相談支援」を掲げて対応する協働の中核

必須事業：自立相談支援事業

多様な就労支援の入口の整備

社会とつながることに不安がある

働くための準備が必要

働きたいけれども働くことが難しい

就業条件等の調整が必要

求職活動に支援が必要

自力で求職活動できる。

アウトリーチ支援

ハローワーク・生保等就労促進事業(H27～)

無料職業紹介事業(H27～)

ユニバーサル就労支援(中心会)(H27～)※連携開始

認定NPOきづき(認定就労訓練)(H30～)

就労準備支援事業「はたらっく・ざま」(H29～)

任意事業① 子どもの学習・生活支援事業

1. 子ども健全育成支援員の配置（H27年4月～）

①日常生活及び社会生活支援

子ども及び（「養育者」を含む）が日常的な生活習慣を身につけ、社会と関わり、生活をしてゆく支援

②養育支援 引きこもり及び不登校、育児不安や虐待等に関する支援

③教育支援 子どもの進学及び進路に関する支援

④就業支援 高校生及び中途退学者に対する就労支援

⑤その他支援 前各号のほか、福祉事務所長が必要と認める支援

※生活困窮世帯の子ども・養育者への子育てに関する寄り添い支援

課題⇒「社会的孤立」「関係性の貧困」が見えてきた
（社会的な関係性を育めるような「居場所」が少ない）

2. 「居場所」「学習支援の場」づくり（生活困窮者自立支援を通じた地域づくり）

①「居場所」「学習支援の場」づくり

②担い手の開拓

③活動団体等のネットワークづくり

※東京都北区社協の取り組みを参考

⇒座間市社会福祉協議会に委託（H30年7月～）

任意事業① 子どもの学習・生活支援事業

一緒に遊んだり、勉強をしたりしませんか？

楽しいよ

東原教室
毎週水曜日
小16:30~18:00
中18:00~20:00

ひばりが丘教室
毎週月曜日
16:30~18:30

相模台教室
毎週水曜日
16:30~18:30

入谷教室
毎週月曜日
15:30~17:00

西栗原教室
毎週月曜日
16:30~18:30

相模が丘第1教室
毎週木曜日
16:00~17:30

相模が丘第2教室
毎週土曜日
14:00~16:00



生徒募集中

リラックスタデイ
ざま

対象 小学生・中学生・高校生 参加費 無料

お気軽にお電話ください。

座間市社会福祉協議会生活相談課
座間市緑ヶ丘1-2-1 Tel.046-266-2004(9時~17時)
✉study2025@zamashakyo.jp

社協の地域ネットワークを活かし、令和元年度までに市内7か所で活動開始。

庁内関係部署・学校、既存の学習支援団体等との連携を進めている。

団体それぞれの「強み」を活かしたいと考えています



任意事業① 子どもの学習・生活支援事業

フードドライブの文房具版

スタディドライブのご協力をお願いします

子どもの学習支援や、外国人への日本語学習支援を行う団体への支援を行うため、卒業や就職などでご家庭で使用しなくなった教科書や参考書・文房具のリサイクル・リユース・指定寄付を行う事業です。



教科書や辞書・参考書(直近の刊行物)
★なるべく美品の物



ノート・ルーズリーフ・学習帳
シャープペンシル・鉛筆・消し
ゴム等(なるべく未使用の物)



学習支援活動ボランティア
団体さんへの応援募金

ご家庭で眠っている
教材を事務局で集めます。

集まった教材や寄付金を
活動団体に振り分けます。



学習支援ボランティアサークル



日本語学習ボランティアサークル



募集期間：令和3年5月10日(月)～14日(金)

募集場所：市立総合福祉センターサニープレイス座間

具体的な文房具の一覧や、寄付金についてや、
活動団体の紹介などは次ページをご覧ください

スタディドライブ事務局：社会福祉法人座間市社会福祉協議会 TEL：046-266-1294



うたもあるよ！

ダンスもあるよ！

Book Cafe Hibirigaoka

こども食堂

at フックカフェひばりが丘
おとなも参加可
小学生：¥100
中学生以上：¥300

2021. 2. 23 (火)
11:00~14:00
場所：フックカフェひばりが丘

今回のメニューは
カレーとスープです！
なくなり次第終了です

●お問合せ・申し込み先
社会福祉法人県央福祉会
フックカフェひばりが丘
〒252-0003 座間市ひばりが丘 1-45-21
電話：046-200-9627
※お申込みは2月22日までにお電話で
お申込み下さい。

・主催・運営：社会福祉法人県央福祉会

社会福祉協議会が地域へ働きかけ、
市内数か所で実施。

社会福祉法人の地域貢献としても

団体それぞれの
「強み」を活かしたい
と考えています



任意事業② 家計改善支援事業

「家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える者に対して、家計観点から継続的・総合的に支援を行うことにより、家計収支を適正化し、生活の再建を図ることを目的とする。」

- ・H28年7月～
- ・委託：座間市社会福祉協議会
- ・被保護者家計改善支援事業も実施。(令和2年度より)

令和2年度支援決定

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 21 | 26 | 8 | 6 | 24 | 43 | 29 | 10 | 19 | 31 | 34 | 31 | 282 |

自立相談支援員

(運用のポイント)

家計改善支援員

- ・家計相談が必要と思われる相談については初回インテーク時より両相談員が同席。
- ・社協委託のメリットを活かし生活福祉資金貸付制度と連携。
 - ⇒教育支援貸付を除き、貸付相談は原則自立相談支援事業につながる。(相談件数増)
- ・立ち上げ時、国研修に加え独自研修を実施(講師：グリーンコープ連合 行岡氏他1名)

⇒任意事業の実施により相談支援体制を強化(早期的介入、アフターフォロー、連携強化)

⇒コロナ特例貸付の実施：これまでに構築してきた体制が有効に機能している。

家計改善支援事業を連携体制構築に活用する (生活援護課と市社協)

27

生活困窮者自立支援制度(自立相談支援・家計改善支援)と
生活福祉資金貸付制度・生活保護制度 との連携

座間市社協

座間市生活援護課

生活福祉
資金貸付

自立相談
支援事業
(自立サポート担当)

生活保護制度
(生活援護第1~3係)

家計改善支援事業
(R2.4月から体制強化)

被保護者
家計改善支援事業
(R2.4月から)

任意事業の活用により、各制度間・機関間が連携しやすくなる。(コミュニケーション量が増えた)

任意事業③ 就労準備支援事業「はたらつく・ざま」

広報ざま 【座間市のお知らせ】 No.1069
平成31年(2019年) 2.15

一人でも悩まずに、まずは相談を
働きたくても働けずにいる方へ

「一人でも悩まずに、まずは相談を」
働きたくても働けずにいる方へ

「はたらつく・ざま」の活動内容

暮らしや仕事の相談はお気軽に

働きたいけれど働けずにいる人に向けてほしい

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

座間市からのお知らせ

座間市では、就業支援センター「はたらつく・ざま」を開設し、就業準備支援を行っています。

就業準備支援センター「はたらつく・ざま」の活動内容

就業準備支援センター「はたらつく・ざま」の活動内容

座間市からのお知らせ

就業準備支援センター「はたらつく・ざま」の活動内容

就業準備支援センター「はたらつく・ざま」の活動内容

- ・就労準備支援事業 (H29.10月～)
- (座間市就労準備支援事業共同企業体に委託)
- ・生活クラブ生活協同組合(代表団体)
- ・特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ協会
- ・さがみ生活クラブ生活協同組合

1.生活するための基礎を学ぶ
☆調理☆掃除・片づけ☆洗濯☆お金の管理

2.事業所見学
☆就労支援員(無料職業紹介)と連携した 地元企業等への見学

3.事業所交流会
☆事業所見学後、「はたらつく・ざま」で開催
見学だけでは、わからなかった事、
聞けなかった事を確認。
※「見る」、「聞く」、「話す」で働くイメージを醸成

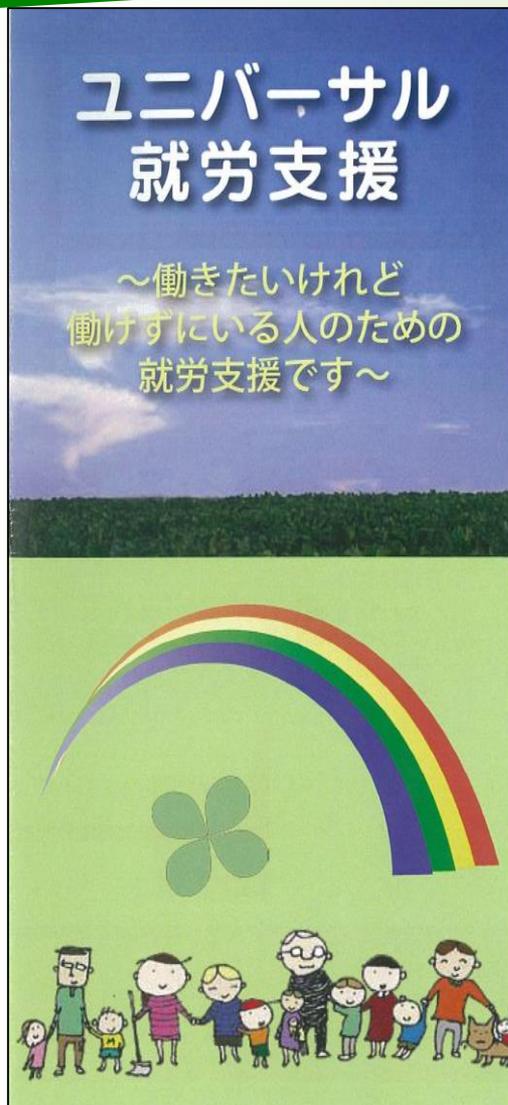
4.体験実習
☆市内事業所を中心に職場体験実習
事前にオリエンテーションを実施
2ヶ月で1か所、4ヶ月で2か所可能
☆事業所から1回あたり1000円の奨励金支給

5.実習ふりかえり
☆苦手なこと、得意なこと、できたこと等
☆今後の就労に向けた支援について関係者と
相談しながら、本人の希望に沿った支援を継続

事業利用中も適宜、自立相談支援員と連携し状況を共有

2019年度
「日本協同組合学会 実践賞受賞」

ユニバーサル就労支援(社会福祉法人の公益活動との連携)



ユニバーサル就労事務局
(社会福祉法人中心会)

<http://www.chusinkai.net/universal/>

厚生労働省HPに掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112273>

平成27年度 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会資料について(平成28年1月27日)

【参考資料2 全国経営者協議会提出資料 1・2】

座間市と就労準備支援事業委託先、連携先であるユニバーサル就労事務局が協働。

ひきこもり、長期離職などにより、「働きたいけれど働けずにいる人」向けのセミナーを企画。

行政・生協/NPO・社会福祉法人による公益活動が連携した協働(多様な主体による協働)

ご家族の方も必聴!
働きたいけれど働けずにいる人に聞いてほしい話
ひきこもり、長期離職などでお悩みの方へ

一歩踏み出すきっかけに! 専門家の話が聞けます!

3/23(金)
午後1時~3時

入場無料 (入場自由)

座間市役所 4階 4-2、3会議室

第1部 社会とつながる支援の実態
実際の支援例とそのポイントを解説
◆社会福祉法人 中心会 伊藤早苗
◆特定非営利活動法人 ワークス・コレクション 岡田百合子

第2部 将来に備えて利用できる知識
就労を希望される社会人が知っておきたいこと
◆社会福祉法人 中心会 伊藤早苗

第3部 座間市の支援体制について
個別相談の受け方をご紹介します
◆座間市役所 生活支援課 自立サポート担当

主催：座間市 協賛：社会福祉法人 中心会 ユニバーサル就労事務局
就労準備支援事業委託事業所 くらぶく・ざん
問い合わせ先：座間市役所 生活支援課 自立サポート担当
TEL 046 (252) 8566 FAX 046 (252) 7043

アウトリーチ支援事業（自立相談支援事業の強化）

広報 **ざま** [座間市のお知らせ] No.1104
 令和2年 (2020年) 8.1

◆ひとりで生活が難しい方への支援(2面)
 ◆みんなの笑顔(2面)
 ◆行楽をした方へ(4面)
 ◆生ごみ処理機などの購入補助(2面)
 ◆高齢者の健康(2面)
 ◆企業インフォメーション(7面)
 ◆地域情報(2面)

◆中央2区 (2020年) 6月1日発行
 ◆座間市社会福祉協議会編纂
 市の人口 約130,700人 (-20人)
 市の世帯数 約59,800世帯 (+41世帯)
 令和2年7月1日現在()は前年との増減

「アウトリーチ支援」を開始
 「どうしたらよいか
 わからない」へ
 支援を届けます

どんな支援がありますか

- ◆専門相談員が対応し、どのようにしたらよいか、どのような支援が必要かを考えます。
- ◆一人一人の個性やペースに合わせて、何が必要か、何ができるかを一緒に考えます。
- ◆仕事、お金、住まい、税金、人間関係の事など必要な支援と連携をします。

こんな方がいませんか

- ◆人と会うことが難い、いつも人とトラブルになってしまふ
- ◆生まれてからも学校がない、嫌いな人がいない、誰からも理解されない
- ◆生活の向きが異なる、同じの嫌いがあってもおもしろくない

話を聞いてみたい

本人や家族以外の方（親戚、近所の方など）からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。相談の料金はかかりません。

◆相談先 生活相談課
 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043
 ◆受付日時 月曜～金曜 午前9時～午後5時

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

◆郵送のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (受付時間)
 ◆届かない場合 (障がい者相談センター) ☎0720(111)429 (無料)

※郵送を断られている方は、郵局に問い合わせください。

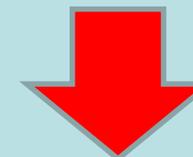
※郵送の料金は、申請書に収入印紙を貼ることでカバーできます。詳しくは、申請書に添付されている「届かない場合の対応」をご覧ください。

座間市社会福祉協議会

令和2年8月から新規事業
「アウトリーチ支援」を開始。
 ※精神保健福祉士による訪問支援



令和2年8月～令和3年3月
 新規相談 39件、支援件数159件
 (令和3年3月16日現在)



令和3年度新規事業
 ひきこもりサポート事業
「居場所」づくりへ
 (6月開始)

任意事業④：一時生活支援事業/地域居住支援事業



ある日、市内で高齢者の生活支援や住まいのサポートを実施している「NPO法人ワンエイド」に訪問した時のことでした。ワンエイドさんは活動開始当初は、高齢者への生活支援を中心に活動していましたが、高齢者の様々な生活ニーズに応じていくうちに居住に関するサポートもはじめた団体でした。

これまでの取り組みを通じて高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきており、自分たちの団体でできることがあれば是非協力させてほしいとお申し出をいただきました。ちょうど、当座の生活をしのぐための食料の確保について苦慮している頃でしたので、思い切ってダメ元でフードバンクに取り組みをいただけないかとお願いしたところ、ふたつ返事で「はい、やらせてください」とのこと。それからすぐに市内でのフードバンク活動がはじまりました。NPO法人ワンエイドさんとの連携はここからはじまりました。

※高齢者住宅財団発行「財団ニュース150号」より

委託先：NPO法人ワンエイド（居住支援法人）

※全居協会員

R2.8.3

「第1回住まい支援の連携強化のための連絡協議会」
国土交通省資料に
取り組み事例紹介

居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱撲（福岡）

・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部借ごとにサブリース契約を締結。
・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンズ（東京）

・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
・社会的・情緒的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

④外国人に特化した多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
・物件説明や契約の際などに必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
・フードバンク活動も併せて展開。

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

「支援の実態を作る」 NPOワンエイド連携事例³²

- ・ホームレス状態になった高齢者への支援
市税滞納による差し押さえから家賃未納→ホームレス状態に
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援事業につながる。
(差押解除の調整/アパート入居相談/食料支援/見守り)
- ・ネットカフェ生活者
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援につながる。
(アパート入居相談/家計改善支援・税分納相談)
- ・社員寮からの退去
⇒建築住宅課(市営住宅の相談)から自立相談支援につながる。
(就労支援/アパート入居相談/引っ越し作業)
- ・世帯主の傷病(うつ病)による収入喪失、住宅ローンが支払えない。
⇒障がい福祉課(精神保健担当)より自立相談支援につながる。
(妻の就労支援/アパート入居相談/物件売却/家計改善支援)

任意事業の拡充状況

生活困窮者自立支援事業

(生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業(H27.4~)

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

家計改善支援事業(H28.7~)

就労準備支援事業(H29.10~)

子どもの学習・生活支援事業 (H27.4~/H30.7~)

※無料職業紹介事業(H27.11~)

黒字:必須事業 赤字:任意事業 ※法定外

33
複合的な課題を抱えている相談者像
初回アセスメント115件中 446個の課題

→1人当たり 3.88個

| | | | |
|----------|----|-----------------|-----------|
| ・経済的困窮 | 70 | ・病気 | 48 |
| ・家計管理の問題 | 39 | ・就職活動困難 | 32 |
| ・メンタルヘルス | 31 | ・家族関係 | 28 |
| ・社会的孤立 | 26 | ・債務 | 26 |
| ・障害(疑い) | 23 | ・ <u>住まい不安定</u> | <u>20</u> |

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係
「無料職業紹介事業」
・就職活動困難
「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)
「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務

※相談者の抱えている課題の実態から
事業展開をしてきた経過がある。

「住まい不安定」(H28~H30)

新規アセスメント292件中 64件(21.9%)



課題として大きかったが未対応であった。



2019年度(令和元年度)新規事業として予算化³⁴

居住支援推進事業(その他事業)

※プロポーザル方式により選考

- (1) 住宅困難者が安定した住まいを確保できるよう、住まいに関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、希望に沿った賃貸物件情報の収集及び紹介
- (2) 住宅困難者への定期的な見守りや生活相談等、生活支援
- (3) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓

⇒ NPO法人ワンエイドに委託し、

令和元年7月から開始

居住支援推進事業の実施に向けて

「座間市生活困窮者自立支援地域ネットワーク研修事業」

座間市生活困窮者自立支援事業地域ネットワーク研修事業
 共催 神奈川県居住支援協議会 市町村居住支援協議会設立準備会議意見交換会

座間市および周辺の自治体の
 不動産事業者さま・貸主さま・福祉関係者さまへ

人と地域を
 “つなぐ”
 居住支援

この研修会をきっかけに、
 参加者皆様に
 地域の連携体制構築を
 目指しましょう!!

平成30年
 日時 **12/14 金** 13:30~17:00
 会場 **座間市総合福祉センター**
 サニープレイス座間 多目的室A・B
座間市緑ヶ丘1-2-1 座間市立生涯学習センター
 対象 **不動産事業者、貸主、
 福祉関係者(地域包括支援センター等職員等)、
 座間市及び周辺の自治体の建築課長・福祉担当職員、
 その他関心のある方**
 定員 **100名** 希望者順の定員、随時変更
 主催：座間市 (委託者：公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会)
 共催：神奈川県居住支援協議会

お申込みは画面へ 

カリキュラム

| 時間 | 内容 | 講師 |
|-------------|------------------------|----------------------------------|
| 13:30~ | オリエンテーション | |
| 13:40~14:40 | 生活困窮者の自立支援と居住支援 | 講師 特定非営利活動法人 協働理事長 奥田 知志 氏 |
| 14:50~15:05 | 居住支援に求められる連携 | 講師 (株)オリコフォレストインシユア |
| 15:05~15:10 | 座間市における居住支援に関する取組 | 報告 座間市長 斎藤 隆 氏 / NPO法人代表人 伊藤 伸 氏 |
| 16:10~16:40 | 人と地域を“つなぐ”居住支援 | 報告 座間市長 斎藤 隆 氏 / NPO法人代表人 伊藤 伸 氏 |
| 16:40~16:55 | 意見交換内容の発表・講評 | |
| 16:55~17:00 | 市町村居住支援協議会の役割について | 講師 神奈川県居住支援協議会 |

生活困窮者の自立支援、生活支援の相談先として、生活の拠り所となる「住まい」に関わる支援は重要です。しかし、自立支援や生活支援相談にあてられている窓口は、不動産関係に関する情報が少なく、一方、不動産関係者も地域の生活支援に関する情報が少なく、相互の情報共有・連携ができていないという課題があります。本研修会では、不動産に関わる方々と不動産関係者に参加いただき、参加者相互の意見を聴き、それぞれが生活困窮者の自立支援に活かせるヒントという共通課題を探ってまいります。今後の地域の連携体制を構築する「はじめの一歩(出会いの場)」となります。



神奈川県居住支援協議会と連携し、研修会を共催。

県居住支援協議会の持つ不動産関係者のネットワークと地域の福祉関係者(地域包括支援センター・相談支援事業者等)をつなげ、関係づくりを通じて地域課題の共有をはかる試み。

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(国土交通省)³⁶

応募理由

庁内において居住支援に関する施策や住宅セーフティネットに関する施策について主管部署をどの部署とするか等の調整が不十分であり、居住支援協議会設立に向けた動きに至っていない。

居住支援には、住まいの確保等に関する支援(ハード)と住まいでの暮らしに関する支援(ソフト)が必要であると考えている。保証人や“身寄り”の問題など、単身高齢者の問題を中心に課題は顕在化してきているが、基礎自治体にハードとソフト両面に関して関係者が集い、課題を共有・解決していくためのプラットフォームがなく、有効な施策が打てない状況を問題と考えている。

➡ 3度の勉強会等の開催を通じて、住宅部局との課題共有を進めた。



住宅セーフティネットについての勉強会(2019.10.25)



県居住支援協議会研修会(2019.1.16)



住まいに関する支援の勉強会(2020.2.13)

住宅部局との連携による取り組みの深化(令和2年～)³⁷

①研修の開催(中止)

令和2年3月27日(金)

- ・市、高齢者住宅財団、神奈川県居住支援協議会による共催
- 伴走支援プロジェクトの“ご縁”

②市営住宅の保証人要件廃止

- ・令和2年3月議会に条例改正案を上程

③一時生活支援事業/地域居住支援事業を開始(4月)

- ・居住支援推進事業を強化

④フードバンクに相談補助員を配置(7月)

- ・「新たなつながり事業」第2次補正予算事業を活用

⑤コロナ離職者の市営住宅の一時入居を開始(7月)

- 相談支援・居住支援との連携により早期生活再建を目指す



座間市居住支援協議会設立(令和3年6月)

属性を問わない「断らない相談」がつくるもの (座間市:生活困窮者自立支援の現在地)

生きることの包括的支援

自殺対策

生活困窮者支援を通じた地域づくり

ざまライフポート協議体/
子どもの学習・生活支援事業/
フードバンクへの相談補助員配置

対象者属性を問わない支援
(就労支援・就労準備支援・家計改善支援・居住支援等)
社会参加の基盤への支援

(断らない相談支援)自立相談支援事業
(PSW・子ども健全育成支援員によるアウトリーチ含)

行政改革推進委員会
「包括的支援体制構築専門部会」
「つなぐシート」等 庁内連携強化・推進

生活保護
制度

地域共生社会

重層的支援体制の基盤づくり

コロナ禍での支えあい(フードドライブ)



「もったいない」を「ありがとう」へ！

フードドライブにご協力ください！



フードドライブとは？ 家庭で眠っている賞味期限の切れていない「もったいない食品」を、参加者が持ち寄り、フードバンクに寄付するチャリティイベントです。フードバンクは、それら食品を回収し、支援を必要とする人達に無償で届けます。

寄付場所と日時

| 地域会場 | 受付日時 | 実施場所 |
|-------------------|------------------|--|
| 相模が丘 | 6/15 10:00~12:00 | さくら亭前こども広場 |
| | 6/22 14:00~16:00 | 相模が丘包括支援センター |
| 小松原 ひばりが丘 | 6/16 10:00~12:00 | 芹沢公園 |
| | 6/23 14:00~16:00 | ピックヨーサン |
| 栗原中央 さがみ野 | 6/18 10:00~12:00 | 米ディハウスくりはら |
| | 6/24 14:00~16:00 | 食品館あおば |
| 相武台 広野台 | 6/18 10:00~12:00 | 相武台ふれあいサロン |
| | 6/25 14:00~16:00 | 業務スーパー相武台店 |
| 入谷東 立野台 | 6/19 10:00~12:00 | ホシノタニ団地ざまりんのおうち |
| | 6/26 14:00~16:00 | 立野台郵便局 |
| 座間・入谷西 新田宿・四ツ谷 | 6/15 10:00~12:00 | 新鮮市場なかや入谷店 |
| | 6/25 10:00~12:00 | 米ディハウスざま |
| 常設会場 | 実施場所 | |
| 緑ヶ丘 | 6/22~26 | サニープレイス座間 |
| | 9:00~17:00 | |
| 広野台 | 6/22~26 | イオンモール座間 「ZAMA DELI」 (1F 南側エスカレーター横) |
| | 11:00~15:00 | |

ご寄付いただきたい食品



- ・お米(白米・玄米・アルファ米)・パスタ、素麺などの乾麺
- ・缶詰・レトルト食品・お茶漬け・インスタント食品・のり
- ・ふりかけ・調味料(醤油、食用油、味噌など)
- ・粉ミルク・離乳食・お菓子



ご注意ください！

以下の食品はお引き取りできません。

- ・賞味期限が明記されていない食品
- ・賞味期限が切れている食品
- ・賞味期限が1ヶ月を切っている食品
- ・生鮮食品(生肉・魚介類・生野菜)
- ・開封されているもの
- ・アルコール(みりん、料理酒は除く)



寄付先と活用方法

ご寄付いただいた食品は、座間市内でフードバンク活動を実施されているNPO法人ワンエイド様に提供するほか、生活困窮者支援事業や、市内の子ども食堂・地域食堂などでも活用させていただきます。



お問い合わせ先

社会福祉法人座間市社会福祉協議会
TEL 046-266-2001
座間市緑ヶ丘1-2-1

市社協HP & Facebook



コロナ禍：「基礎自治体」に求められていること

(相談支援に関連して)

- ①生活不安に関する相談窓口となる
- ②国/県/市、多岐に及ぶ支援策を包括的に市民に届けること
- ③基礎自治体独自のコロナ対策等の政策形成

⇒**生活困窮者自立支援法を活用**

一人ひとりの相談に向き合う現場であることの強み

- ◎コロナ禍による影響の端緒をつかむ
- ◎今、何が必要なのか(ニーズ)を肌で感じる。
- ◎他部署に相談状況(=市民の状況)を知らせる。

現場だからこそ
出来ることが
あります

★法第八条により利用勧奨(努力義務)が定められている

※法第八条 都道府県等は、福祉、就労、税務、住宅その他の所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。



④属性を問わない「断らない相談」がつくるもの (座間市が取り組んでいること)

42

**「生活困窮者自立支援制度」を活用して
「生活困窮者自立支援/包括的支援」の体制をつくる
(重層的なセーフティネットの構築)**

- ・仕組みありきではなく、支援の実態を作るための動きを意識する
- ・制度として自己完結しない事を強みに
- ・つながった“ご縁”をつなぎあわせ、ネットワークを形成してゆく



**「自立」を「支援」するだけでは
「孤立」は解消しない。
「支援」だけではなく「応援」が必要。**